

## 令和3年 第9回蔵王町農業委員会総会議事録

第9回蔵王町農業委員会総会は、令和3年9月27日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

|         |          |
|---------|----------|
| 2番 山家一彦 | 3番 勅使瓦幸一 |
| 4番 佐藤ゆり | 5番 佐藤良彦  |
| 6番 玉根可奈 | 7番 菅井啓二  |
| 8番 平間栄  | 9番 武田明夫  |

欠席農業委員は次のとおりである。

1番 村上利雄

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 三沢敏朗  | 山家文一 | 村上智彦 |
| 大和憲男  | 會田照  | 山家照雄 |
| 川村富士男 | 佐藤雄一 |      |

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 齋藤秀俊  | 平間昭男 | 鈴木好和 |
| 杉山由美子 |      |      |

事務局職員は次のとおりである。

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 村上伸浩 |
| 書記   | 山家知之 |

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 非農地証明願について
- 日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画書を決定することについて

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第9回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後1時30分)

|      |   |
|------|---|
| 議長   | これより会議を開きます。<br>只今の出席農業委員は8名、推進委員は8名であります。<br>村上利雄農業委員、齋藤秀俊推進委員、平間昭男推進委員、鈴木好和推進委員、我妻義明推進委員、杉山由美子推進委員からは欠席の報告がありました。<br>定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。 |
| 議長   | これより、令和3年第9回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。<br>本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。  |
| 議長   | 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。<br>蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。   |
| 議長   | [異議なしの声あり]<br>異議なしと認めます。よって、7番菅井啓二委員、8番平間 栄委員の2名を指名いたします。   |
| 議長   | 日程第2 報告事項1 非農地証明願の提出がありましたので、内容について事務局に説明をさせます。   |
| 事務局長 | [事務局長朗読により説明]   |
| 議長   | 続いて、現地の調査を行う委員の指名を行います。規定により会長が指名をいたします。4番佐藤ゆり委員、6番玉根可奈委員の2名を指名いたします。   |
| 議長   | 報告と指名が終わりましたので質問を許します。  |
| 2番委員 | 3件ともに非農地となった時期が明確に分かっている理由は何か？  |
| 事務局  | はい、お答えいたします。非農地となった時期について昭和51年11月日不詳と記載しておりますが、元々ある事業者と農地所有者が賃貸借契約を締結していたと代理人からの申請があつて記載したものであります。  |
| 2番委員 | その当時に農地転用申請は行っていなかったのか？   |
| 事務局  | 農地転用などの経緯については、来月の総会案件の現地調査の日までに調査した上で現地調査委員に結果をお知らせいたします。  |
| 議長   | [なしの声あり]  |
| 議長   | 質問がございませんので、日程第2 報告事項1を終わります。   |
| 議長   | ここで、今回の総会において、町内における新規の権利取得に該当する申請人をお呼びしております。先に申請人より当該申請の概要について説   |

|      |  |
|------|--|
|      | 明を求めてよろしいでしょうか。  |
| 議長   | [異議なしの声あり]   |
| 議長   | 異議なしと認めます。   |
|      | 日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について<br>申請番号24番の申請者に当該申請の概要について説明をお願いします。<br>議案書のページは3ページです。  |
| 議長   | [申請者 番号24番 入場]   |
|      | 蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望<br>者からの申請があった場合、許可に際して、申請内容を詳しく把握するた<br>め、申請者ご本人から直接、権利取得後の営農計画等について、説明をお<br>願いしております。              |
|      | それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明<br>をお願いします。座ったままで結構です。  |
| 議長   | [申請者 番号24番 説明]   |
| 議長   | 説明が終わりましたので、申請者への質問を許します。  |
| 3番委員 | 質問はございませんか。  |
|      | 現地調査ということで現地を見て来ましたが、現況は田ではなく畑とし<br>ても耕作するにはかなり土地に労費を加えないといけないかと見てきま<br>したがその辺はどのようにするのか。  |
| 申請者  | 田として利用するのではなく、肥培管理を行いながら畑としてカボチャ<br>を作付けする予定であります。あとは様子を見ながら無花果も作ってみた<br>いと思っております。  |
| 5番委員 | 先程の3番委員の質問に関連しますが、2筆あるうち下の田は保全管理<br>がされており農地としての利用は可能だと思います。上の田は3番委員が<br>質問したとおり残土とかがあって普通畑としては直ぐには利用出来ない<br>と思われるがもう一度確認の意味でお尋ねします。 |
| 申請者  | 残土などを撤去したうえで現状を回復させてから普通畑として利用し<br>たいと考えております。   |
| 4番委員 | 私も当該地区の近くで果樹等の栽培しておりますが、有害鳥獣被害があ<br>ると思われますがその辺は承知しているのか。  |
| 申請者  | 今後、耕作して有害鳥獣対策が必要となった場合には対策を講じながら<br>耕作したいと考えております。ありがとうございます。  |
| 2番委員 | 耕作は通いながらするのか。また、営農計画書には自家消費と記載があ<br>るが販売等は考えていないのか。  |
| 申請者  | 耕作は通いながら行う予定であります。また、販売等は考えておらずに<br>あくまで自家消費のために作付けする予定です。   |

|        |  |
|--------|--|
| 議長     | 他に質問はございませんか。  |
|        | [なしの声あり]   |
| 議長     | 質問がございませんので申請者への質問を打ち切ります。結果については、後日、事務局からご連絡いたします。申請者はご退席ください。本日はどうもありがとうございました。  |
|        | [申請者 番号24番 退場]   |
| 議長     | なお、採決につきましては、日程第3 第1号議案の中で合わせて行います。  |
| 議長     | 日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。  |
| 事務局長   | [事務局長朗読により説明]<br><br>(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。                            |
| 議長     | では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。  |
|        | [5番委員により現況報告]  |
| 議長     | 説明と報告が終わりましたので質問を許します。   |
| 3番委員   | 24番について何ですが売買後に経過報告を求めるることは出来ないのか。何故かというと先程申請人にも質問したが上の田については残土などを撤去後にきちんと農地として復元されているのか確認したらどうか。  |
| 事務局    | はい、お答えいたします。現地調査の結果で委員さんの意見で一部残土とかあったという指摘事項はありましたが、その旨代理人を通して本人へ確認した結果、現状を回復して農地として利用したいとのことでしたので今回の申請に至った経緯がございます。また、売買後の経過報告を求ることについては、今後の農地パトロールなどにおいて確認出来ればと考えておりますのでご理解願います。 |
| 議長     | 他に質問はございますか。   |
| 山家推進委員 | 新規権利取得者からの営農計画などを聞く前に現地調査した委員から現地調査した結果を先に報告事項の前に聞きたいと思いますが如何なものでしょうか?   |
| 事務局長   | 今まででは議案審議前に新規権利取得者から来町していただき本人からの説明を聞いてから議案審議しております。今後、事務局にて現地調査した委員の概要報告を新規権利取得者からの説明の前にやることが出来るか検討して行きます。  |
| 議長     | 他に質問はございませんか。  |

|      |  |   |
|------|--|---|
|      |  | [なしの声あり]  |
| 議長   |  | 質問がございませんので採決いたします。日程第3 第1号議案は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。  |
| 議長   |  | [異議なしの声あり]  |
| 議長   |  | 異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり承認されました。   |
| 議長   |  | 日程第4 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。   |
| 事務局長 |  | [事務局長朗読により説明]<br>(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員より現地調査済です。 |
| 議長   |  | では、現地調査した委員は、結果を報告してください。   |
| 議長   |  | [3番委員により現況報告]   |
| 議長   |  | 説明と報告が終わりましたので質問を許します。  |
| 2番委員 |  | 質問はございますか。  |
| 2番委員 |  | 番号21番についてお尋ねします。この土地は以前に商業施設があった場所だったと記憶しておりますが、その時に農地転用したと思いますが、その後更地にして農地に戻したのか?  |
| 事務局  |  | はい、お答えいたします。委員ご質問のとおりでございますが農地転用の申請があった場所でありましてその後、平成28年に地目変更の登記があつて農地になっていることを確認しておりますので、今回、改めて農地転用の申請となりました。                                      |
| 議長   |  | 他に質問はございませんか。   |
| 議長   |  | [なしの声あり]  |
| 議長   |  | 質疑がございませんので採決いたします。日程第4 第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。   |
| 議長   |  | [異議なしの声あり]  |
| 議長   |  | 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。   |
| 議長   |  | 日程第5 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。  |
| 事務局長 |  | [事務局長朗読により説明]<br>(説明後に) また、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりで  |

す。

議長 説明が終わりましたので質問を許します。

議長 質問はございますか。

4番委員 番号42番についてお尋ねします。議案書の賃借料の欄に記載がないのはなぜか。

事務局 はい、お答えいたします。利用権の種類が使用貸借となりますので、賃借料は無償となりますのでご理解願います。

議長 他にご質問はございませんか。

[なしの声あり]

議長 質疑がございませんので採決いたします。日程第5 第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議長 异議なしと認めます。よって、第3号議案は原案どおり承認されました。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。

(午後2時40分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和3年9月27日

議長

武田明夫

7番

菅原啓二

8番

平間東